

水道課からのお知らせ

水道使用料の消費税率改定に関する経過措置について

水道使用量の消費税率は、今回の改定により、原則として令和元年10月1日以降に検針した分の料金から10%となりますが、10月1日前から継続して水道をご利用のお客さまには、以下のような経過措置が適用され、令和元年11月分の料金から10%が適用となります。



	令和元年				
	8月	9月	10月	11月	12月
9月分 (消費税率 8%)		検針 <small>水道ご利用期間</small>	9月分 納付書発行		
10月分 (消費税率 8%)			検針 <small>水道ご利用期間</small>	10月分 納付書発行	経過措置適用 (9月の使用分含む場合)
11月分 (消費税率 10%)				検針 <small>水道ご利用期間</small>	11月分 納付書発行

※地区によって検針日は異なります。

【問い合わせ先】 村役場 水道課 業務係 ☎0980-56-2260